

人事行政運営等の状況

令和3年（2021年）11月

茅ヶ崎市

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)	職員の総数	1
(2)	部門別職員数の状況と主な増減理由	1
(3)	年齢別職員数の状況	2
(4)	県内各市職員数状況（人口1,000人あたりの職員数が少ない上位8市）	3
(5)	採用者の状況	3
(6)	退職者の状況	4
(7)	再任用の状況	5
(8)	障害者の任用状況	5
2	職員の人事評価の状況	5
(1)	職員の人事評価制度の概要	5
(2)	人事評価結果の活用状況	5
3	職員の給与の状況	6
(1)	人件費の状況	6
(2)	職員給与費の状況	6
(3)	職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	7
(4)	職員の初任給の状況	7
(5)	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	7
(6)	給料表の種類、級数、額等の概要	8
(7)	一般行政職の級別職員数の状況	8
(8)	昇給の実施状況	8
(9)	高齢層職員の昇給抑制制度の概要	9
(10)	職員手当の状況	9
(11)	特別職の報酬等の状況	12
(12)	ラスパイレス指数の状況	13
(13)	給与改定の概要	13
(14)	旅費の概要	13
4	職員の勤務時間その他勤務条件の状況	14
(1)	職員の勤務時間、休憩時間の概要	14
(2)	職員の年次有給休暇の概要と取得状況	14
(3)	特別休暇の概要と取得状況	14
(4)	介護休暇等の概要と取得状況	18
(5)	病気休暇の概要と取得状況	18
(6)	安全衛生管理体制の整備状況	19
5	職員の休業の状況	20
(1)	育児休業等の概要と取得状況	20
(2)	就学部分休業の概要と取得状況	20
(3)	高齢者部分休業の概要と取得状況	20

(4)	自己啓発等休業の概要と取得状況.....	21
(5)	配偶者同行休業の概要と取得状況.....	21
6	職員の分限及び懲戒処分の状況	21
(1)	分限処分の状況.....	21
(2)	懲戒処分の状況.....	22
7	職員のサービスの状況	22
(1)	サービスに関する基本原則の概要.....	22
(2)	営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況.....	23
8	職員の退職管理の状況	23
9	職員の研修の状況	23
(1)	令和2年度職員研修の基本方針の概要.....	23
(2)	あるべき職員の姿.....	24
(3)	研修方針・体系の概要と実施状況.....	24
10	職員の福祉及び利益の保護の状況	26
(1)	共済組合の短期給付及び長期給付の概要.....	26
(2)	共済組合の福祉事業の概要.....	27
(3)	公務災害補償の概要と実施状況.....	27
(4)	職員の健康診断等の概要.....	27
(5)	メンタルヘルスへの対応状況.....	27
(6)	セクシャルハラスメントへの対応状況.....	28
(7)	その他職員福祉のための互助会組織で行われている独自の制度の概要.....	28
11	公平委員会の業務の状況（措置要求及び審査請求）	28
(1)	勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況.....	28
(2)	不利益処分に関する審査請求の概要と状況.....	28

茅ヶ崎市における人事行政運営等の状況について

本市では、平成25年1月に策定した茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針（改訂版）に基づき、市民サービスの向上を目指し、職員の育成を図っています。こうした職員の給与や勤務時間の状況等について、市民のみなさまに広く知っていただくことを目的として、茅ヶ崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の総数

一般職の職員の条例上の定数と現在の職員数

(各年4月1日現在、単位：人)

区 分		令和3年	令和2年	増 減
職 員 定 数		2, 2 2 4	2, 2 2 4	-
職 員 数	総 数	2, 2 2 2 (98)	2, 2 6 2 (93)	▲40 (5)
	うち女性職員数	1, 0 7 6 (25)	1, 0 9 3 (21)	▲17 (4)

- (注) 1 一般職の職員には、一般行政職、技能労務職、医療職があります。
 2 ()内は、再任用短時間勤務職員の職員数で、外数としており、職員定数には含みません。
 3 育児休業中の職員は、職員定数には含みませんが、職員数には含んでいます。
 4 フルタイム会計年度任用職員は、職員数21名（うち女性職員数6名）で、外数としており、職員定数には含みません。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位：人)

区 分		職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和3年	令和2年		
一般 行政 部門	議会	1 3	1 3	0	
	総務	2 8 7	3 1 1	▲24	組織改正 等
	税務	6 6	6 6	0	
	民生	2 6 3	2 5 9	4	特定定額給付金事務 等
	衛生	2 2 9	2 2 1	8	新型コロナウイルス関連事務 等
	労働	5	5	0	

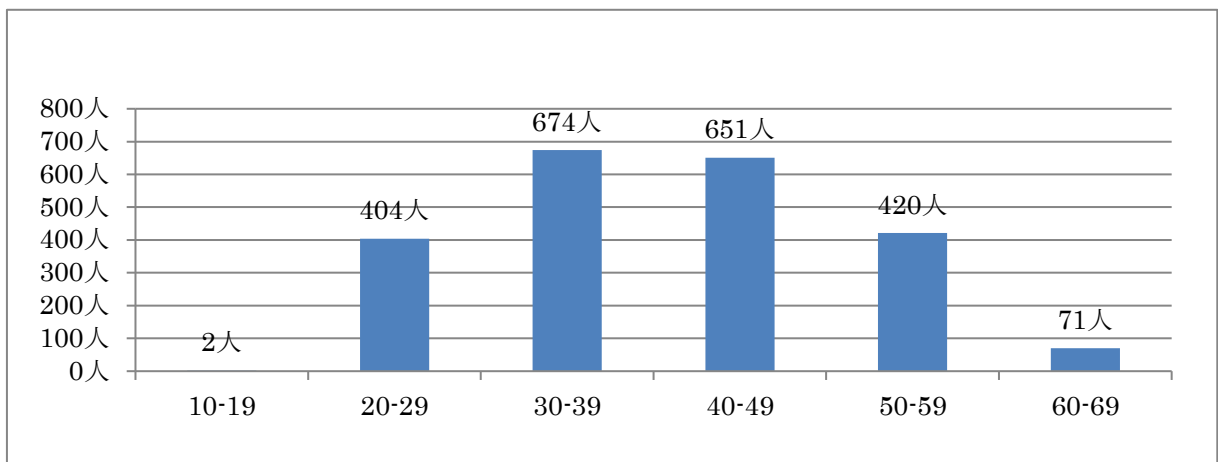
一般 行政 部門	農水	1 6	1 7	▲ 1	職員定数の見直し 等
	商工	1 9	2 1	▲ 2	プレミアム付商品券事業終了 等
	土木	1 5 9	1 6 6	▲ 7	職員定数の見直し 等
	小計	1, 0 5 7	1, 0 7 9	▲ 2 2	
特別 行政 部門	教育 一般	2 1 0	2 1 4	▲ 4	移動図書館の廃止 等
	消防	2 5 8	2 5 6	2	会計年度任用職員を再任用職員へ変更
	小計	4 6 8	4 7 0	▲ 2	
公営企 業等会 計部門	病院	5 8 1	6 0 2	▲ 2 1	欠員不補充 等
	下水道	2 8	3 0	▲ 2	職員定数の見直し 等
	その他	8 8	8 1	7	保険料徴収事務強化 等
	小計	6 9 7	7 1 3	▲ 1 6	
合計		2, 2 2 2	2, 2 6 2	▲ 4 0	
病院・消防を 除いた職員数 計		1, 3 8 3	1, 4 0 4	▲ 2 1	

(注) 職員数は、令和3年地方公共団体定員管理調査に基づくものです。

(3) 年齢別職員数の状況

ア 年齢別職員数の状況

(令和3年4月1日現在)



イ 全職員の平均年齢

(各年4月1日現在)

区 分	令和3年	令和2年
平均年齢	40.8歳	40.4歳

(4) 県内各市職員数状況（人口1,000人あたりの職員数が少ない上位8市）

（令和2年4月1日現在・単位：人）

順位	団 体 名	人 口	職 員 数	人口1,000人 あたりの職員数
1	大和市	238,530	1,034	4.33
2	座間市	130,686	577	4.42
3	伊勢原市	102,046	477	4.67
4	海老名市	134,714	634	4.71
5	秦野市	164,498	792	4.81
6	藤沢市	435,121	2,196	5.05
7	厚木市	224,139	1,191	5.31
8	茅ヶ崎市	241,925	1,293	5.34
県内16市平均				5.41

- (注) 1 職員数は、消防、公営企業等会計従事者を除いた数で比較しています。
2 「令和2年地方公共団体定員管理調査」より算出しています。
3 横浜市、川崎市及び相模原市を除いて比較しています。

(5) 採用者の状況

ア 職種別・採用方法別職員数

（単位：人）

区 分	令和2年度			令和元年度		
	試験採用	選考採用	計	試験採用	選考採用	計
一般行政職	73 (53)	81 (14)	154 (67)	91 (59)	93 (17)	184 (76)
技能労務職	4 (2)	52 (9)	56 (11)	13 (7)	53 (9)	66 (16)
医 療 職	33 (29)	31 (13)	64 (42)	51 (40)	37 (20)	88 (60)
消 防 職	9 (1)	9 (0)	18 (1)	5 (1)	8 (0)	13 (1)
計	119 (85)	173 (36)	292 (121)	160 (107)	191 (46)	351 (153)

- (注) 1 職員数は各年度に採用した人数を記載しています。
2 () 内は、女性の採用者数であり、内数です。
3 選考採用には、再任用職員を含みます。

イ 採用試験の実施状況

(令和2年度・単位：人)

区 分	受 験 者	1 次試験 合 格 者	2 次試験 合 格 者	最終合格者	倍 率
一般行政職	1, 2 7 9	1 7 7	7 5	2 9	4 4. 1 倍
技能労務職	6 1	1 0	7	2	3 0. 5 倍
医 療 職					
医 療 技 師	2 5	1 4	4	4	6. 3 倍
看護師・助産師	2 5	8		8	3. 1 倍
消 防 職	1 6 7	6 4	3 3	1 6	1 0. 4 倍
計	1, 5 5 7	2 7 3	1 1 9	5 9	

- (注) 1 人数は令和2年度に実施した採用試験の人数を記載しています。
2 採用試験を複数回実施したものは、合計の数で倍率を計算しています。
3 医療技師は、職種によっては1次試験で合格者を選出しています。

(6) 退職者の状況

退職には、以下の事由の退職があります。

定年退職：定年（原則60歳。ただし、医師は65歳）により退職する場合

自己都合退職：本人の都合により退職する場合

その他：死亡による退職、任期の満了による退職又は他の行政機関等への転出

【事由別退職者の数】

(令和2年度・単位：人)

区 分	定 年	自己都合	そ の 他	計
一般行政職	1 8 (2 4)	1 0 (1 5)	3 1 (2 4)	5 9 (6 3)
うち管理職	1 4 (1 7)	0 (0)	3 (2)	1 7 (1 9)
技能労務職	1 2 (7)	3 (2)	1 (0)	1 6 (9)
うち管理職				
医療職	7 (3)	4 5 (4 2)	4 (3)	5 6 (4 8)
うち管理職	2 (1)	1 6 (1 6)	1 (2)	1 9 (1 9)
消防職	5 (5)	3 (5)	1 (0)	9 (1 0)
うち管理職	4 (3)	0 (0)	0 (0)	4 (3)
計	4 2 (3 9)	6 1 (6 4)	3 7 (2 7)	1 4 0 (1 3 0)

うち管理職	20 (21)	16 (16)	4 (4)	40 (41)
-------	------------	------------	----------	------------

(注) () 内は、令和元年度の状況です。

(7) 再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を任用する制度です。

なお、再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短時間勤務する短時間勤務職員があります。

(各年4月1日現在・単位：人)

区 分	令和3年		令和2年	
	常時勤務職員	短時間勤務職員	常時勤務職員	短時間勤務職員
一般行政職	30	54	31	58
技能労務職	20	35	25	27
医 療 職	10	9	9	8
計	60	98	65	93

(8) 障害者の任用状況

(各年度6月1日現在)

区 分	雇用率
令和2年度	2.35%
令和元年度	2.03%

(注) 令和2年6月1日時点の法定雇用率は、2.5%です。

2 職員の人事評価の状況

(1) 職員の人事評価制度の概要

平成16年3月に茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針を策定し「あるべき職員の姿」を定め、その職員像に近づくための人材育成の取組みの一環として「人事評価制度」を導入しました。

評価は、全職員を対象に中間評価及び期末評価の年2回実施し、当該職位に求められる職務遂行能力がどのように発揮されているかを評価する能力・意欲態度評価と、実際に行うべき業務がどれだけ行われたかを評価する業績評価の2つの評価を組み合わせ実施しています。

(2) 人事評価結果の活用状況

平成28年度より全職員を対象に人事評価結果を勤勉手当及び昇給等へ反映させています。令和2年度は評価方法を一部見直しつつ中間評価（令和2年4月1日～令和2年9月30日）及び期末評価（令和2年10月1日～令和3年3月31日）を実施しました。

また、令和2年4月より会計年度任用職員制度の開始に伴い、会計年度任用職員を対象とした人事評価を任期毎に実施し、再度の任用を行う場合の客観的な能力実証として人事評価結果を活用しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等、職員が加入している地方共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳 人口 (年. 月. 日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A
令和2年度	人 244,475 (3. 1. 1)	千円 99,447,294	千円 6,477,775	千円 14,351,056	% 14.4
令和元年度	人 243,884 (2. 1. 1)	千円 73,209,944	千円 3,422,470	千円 14,120,702	% 19.3

(2) 職員給与費の状況

職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

(一般会計予算・単位：千円)

区 分	職員 数 (人) A	給 与 費				1人あたり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
令和3年度	1,626 (130)	5,856,522	2,070,416	2,568,853	10,495,791	6,455
令和2年度	1,635 (132)	5,965,371	2,093,724	2,581,576	10,640,671	6,508

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
 2 給与費は、当初予算に計上された額です。地方共済組合への負担金を含みません。
 3 職員数は、一般会計に属する職員で、() 内は再任用職員で内数です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(各年度4月1日現在)

区 分	行政職給料表(1)適用職員			行政職給料表(2)適用職員		
	平均給料 月額(円)	平均給与 月額(円)	平均年齢	平均給料 月額(円)	平均給与 月額(円)	平均年齢
令和3年度	305,832	415,384	40.0歳	304,891	373,487	48.0歳
令和2年度	303,849	413,729	39.6歳	303,901	370,296	48.1歳

(注)「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(4) 職員の初任給の状況

(令和3年4月1日現在・単位：円)

区 分		茅ヶ崎市	国（一般職）
		決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	190,400 (190,400)	182,200 (182,200)
	高校卒	160,100 (160,100)	150,600 (150,600)
技能労務職	25歳採用の労務職	192,500 (192,500)	

(注) () 内は、令和2年4月1日現在の状況です。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和3年4月1日現在・単位：円)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年
一般行政職	大学卒	262,350 (262,356)	364,960 (364,117)	390,942 (369,800)
技能労務職	－	246,090 (237,578)	338,200 (357,933)	363,828 (363,328)

(注) () 内は、令和2年4月1日現在の状況です。

(6) 給料表の種類、級数、額等の概要

職員の給料については、職務の内容に応じて区分される「給料表」と、職務の複雑さ、困難さ及び責任の度合いにより区分される「級」と、給料表と級に応じて定められている「号給」ごとにその額が決められています。

(令和3年4月1日現在・単位：百円)

種 類		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一般行政職	最高額	2,476	2,934	3,468	3,947	4,000	4,250	4,611	5,087
	最低額	1,461	1,889	2,174	2,642	2,897	3,192	3,629	4,339
技能労務職	最高額	2,596	2,958	3,468	3,925	3,980			
	最低額	1,399	1,574	1,908	2,642	2,897			

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(令和3年4月1日現在・単位：人)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務内容	主事	主事	副主査 主任	担当主査 主査	課長補佐 副主任	課長 主幹	部長 参事	理事	
職員数 (人)	45 (34)	111 (69)	378 (189)	131 (54)	151 (25)	104 (24)	23 (2)	2 (0)	945 (397)
構成比 (%)	4.8	11.7	40.0	13.9	16.0	11.0	2.4	0.2	100
1年前の 構成比 (%)	6.4	12.6	37.9	13.6	14.8	11.6	2.6	0.3	100

- (注) 1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 2 職員数は、給与実態調査に基づいた全体の数から、医療職、消防職、税務職、技能労務職等を除いたものです。
 3 () 内は、女性の職員数であり、内数です。
 4 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで表示しているため、合計が100%にならないことがあります。

(8) 昇給の実施状況

昇給には以下のものがあります。

ア 査定昇給

職員の昇給は、1月1日に、前年9月30日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行います。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとします。

イ その他の昇給

それ以外に昇給できる場合としては、次の場合があります。

- ・研修に参加し、その成績が特に良好な場合
- ・業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰を受けた場合
- ・職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合
- ・勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合

(9) 高齢層職員の昇給抑制制度の概要

高齢層職員の昇給抑制制度とは、民間企業等との均衡を図るため、一定年齢以上の職員について、昇給を抑制する制度です。なお、昇給抑制とは、昇給時の昇給号給数を半分にすることです。

区 分	昇給抑制年齢	昇給停止年齢	該当職員数（茅ヶ崎市）	
	茅ヶ崎市	国	令和２年度	令和元年度
一般行政職	５６歳以上	５５歳以上	１００人	１１４人
技能労務職	５６歳以上	５７歳以上	４４人	４３人

(10) 職員手当の状況

職員は、次の手当が支給されます。

期末手当・勤勉手当：民間企業のボーナス等に相当する手当

退職手当：退職したときに支給される一時金

地域手当：地域における民間の賃金水準を基礎とし物価等を考慮して職員に支給される手当

特殊勤務手当：危険、困難、不健康な業務等に従事したときに支給される手当

時間外勤務手当：正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当

その他の手当：扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当等

ア 期末手当・勤勉手当の状況

(令和2年度支給割合)

区 分	茅ヶ崎市の支給割合			国の支給割合		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.3月分 (0.725月分)	0.95月分 (0.45月分)	2.25月分 (1.175月分)	1.3月分 (0.725月分)	0.95月分 (0.45月分)	2.25月分 (1.175月分)
12月期	1.25月分 (0.725月分)	0.95月分 (0.45月分)	2.20月分 (1.175月分)	1.25月分 (0.725月分)	0.95月分 (0.45月分)	2.20月分 (1.175月分)
計	2.55月分 (1.45月分)	1.9月分 (0.9月分)	4.45月分 (2.35月分)	2.55月分 (1.45月分)	1.9月分 (0.9月分)	4.45月分 (2.35月分)
加算措置 の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり 役職加算 (5~20%)			職制上の段階、職務の級等による加算措置あり 役職加算 (5~20%)・管理職加算 (10~25%)		

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注) 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の市民生活への影響に鑑み、管理職の期末勤勉手当を総額から8%減額し支給しています。

イ 退職手当の状況

(令和3年4月1日現在)

区 分	茅ヶ崎市の支給率		国の支給率	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	早期退職特例措置あり (2~20%加算)		早期退職特例措置あり (2~45%加算)	
退職時特別昇給	平成17年1月1日廃止		平成16年5月1日廃止	
1人あたり平均支給額	2,272 千円	20,545 千円		

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、令和2年度に退職した全会計に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当の状況

(令和2年度一般会計決算)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
茅ヶ崎市全域	10%	1,549人(135人)	10%
支給対象職員1人あたり平均支給年額		361,821円	

(注) () 内は、再任用職員であり外数です。

エ 特殊勤務手当の状況

(令和2年度一般会計決算)

区 分	全 職 種
職員全体に占める手当支給職員の割合	19.1%
支給職員1人あたり平均支給年額	96,819円
手当の種類(手当数)	14種類
代表的な手当の名称	高所作業手当・福祉業務手当 建築確認等業務手当・救急医療業務手当 夜間医療業務手当・救急等業務手当

オ 時間外勤務手当の状況

(各年度一般会計決算)

令和2年度	支給総額	545,573千円
	職員1人あたり支給年額	360千円
令和元年度	支給総額	647,119千円
	職員1人あたり支給年額	428千円

カ その他の手当の状況

(令和3年4月1日現在)

区 分	内 容	茅ヶ崎市	国	茅ヶ崎市の 支 給 実 績	茅ヶ崎市の 支給職員 1人あたり 平均支給年額
扶 養 手 当	配偶者	7,800円	6,500円	193,307千円	288千円
	子	11,300円	10,000円		
	父母等	7,800円	6,500円		
住 居 手 当		30,700円を限度	28,000円を限度	243,110千円	250千円
通 勤 手 当	交通機関利用者	実 費	55,000円を限度	89,432千円	69千円
	交通用具使用者(片道2km以上)	2,000円 ～31,600円	2,000円 ～31,600円		
管理職手当	管理職の職務に応じて支給(定額)	68,000円 ～131,000円	46,300円 ～139,300円	159,783千円	934千円
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要等で勤務した場合に支給	3,000円 ～18,000円	6,000円 ～18,000円	1,470千円	8千円

(注) 茅ヶ崎市の支給実績及び支給職員1人あたり平均支給年額は令和2年度一般会計決算です。

(11) 特別職の報酬等の状況

(令和3年4月1日現在)

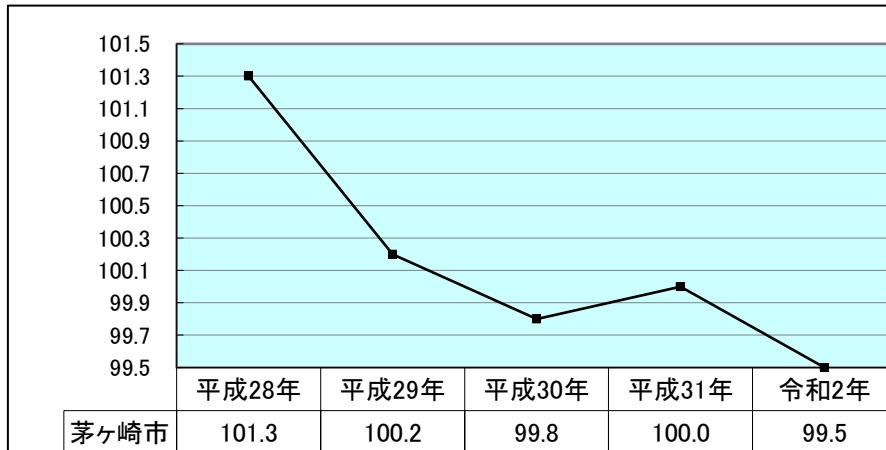
区 分		給 料 月 額 等
給 料	市長	930,000円
	副市長	763,000円
	教育長	692,000円
報 酬	議長	560,000円
	副議長	484,000円
	常任委員長及び運営委員長	459,000円
	議員	453,000円
期 末 手 当	市長	(令和2年度支給割合) 6月期 1.75月分 12月期 1.85月分 計 3.60月分
	副市長	(令和2年度支給割合) 6月期 1.80月分 12月期 1.90月分 計 3.70月分
	教育長	(令和2年度支給割合) 6月期 1.80月分 12月期 1.90月分 計 3.70月分
	議長 副議長 常任委員長及び運営委員長 議員	(令和2年度支給割合) 6月期 2.10月分 12月期 2.30月分 計 4.40月分

(注) 常勤の特別職には給料を、非常勤の特別職には報酬を支給することとされています。

(注) 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の市民生活への影響に鑑み、期末手当を総額から10%~25%減額し支給しています。

(12) ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、国家公務員の俸給を100として見た場合に、地方公共団体の職員の給与水準を示す指数です。推移は、次のとおりです。



＊ラスパイレス指数の算出方法

茅ヶ崎市職員と国家公務員について、それぞれを学歴別・経験年数別に区分し、茅ヶ崎市職員の構成が国家公務員と同一であると仮定のうえ、区分ごとに茅ヶ崎市職員と国家公務員の給料を比較して算出します。

(13) 給与改定の概要

市の職員の給与は、地方公務員法に基づき、国家公務員や他の地方公共団体の職員の給与、民間企業従業員の給与及び生計費等を総合的に考慮したうえで市の条例で定めています。

(14) 旅費の概要

公務出張及び赴任に要する費用を旅費として支給しています。

その支給内容の概要は、次のとおりです。

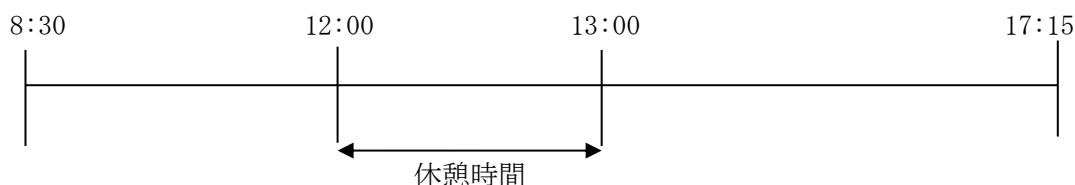
区 分	内 容
鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	実費を支給します。なお、片道100km以上の旅行は急行料金、片道120km以上の旅行は座席指定料金を支給しています。
日 当	2,000円を支給します。ただし、平塚市、藤沢市又は寒川町への出張には支給せず、平塚市、藤沢市及び寒川町を除く神奈川県内への出張には、1,000円を支給します。
宿 泊 料	宿泊を要する場合は、1泊につき14,000円の範囲内で実費を支給しています。(宿泊料に食事代を含まない場合は、朝食代として1,000円、夕食代として2,000円を支給しています。)
支 度 料	外国への出張には、支度に要する費用を支給しています。

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間、休憩時間の概要

(令和3年4月1日現在)

職員の勤務時間は、原則として8時30分から17時15分までのうち1日7時間45分と定められています。休憩時間は1時間です。



(2) 職員の年次有給休暇の概要と取得状況

労働基準法及び茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定により、原則として1年に20日の年次有給休暇が与えられます。

(各年1月1日から12月31日)

平均取得日数	
令和2年	令和元年
10.60日	10.73日

(3) 特別休暇の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

種 類	付 与 日 数	取 得 者 数	
		令和2年度	令和元年度
公民としての権利の行使 (職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき)	その都度必要と認める日数又は時間	0	0
官公署への出頭 (職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき)	その都度必要と認める日数又は時間	0	0
骨髄移植等 (骨髄移植のための骨髄提供などに伴い必要な検査、入院等のために勤務しないことがやむを得ないと認められるとき)	その都度必要と認める日数又は時間	0	0

社会に貢献する活動 (職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき)	1年につき5日を超えない範囲内において必要と認める期間	2	2
職員の結婚 (職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき)	対象期間内で連続する8日の範囲内の期間	17	51
妊娠中の保健指導・健康診査 (妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合)	妊娠6月までに4週間に1回、 妊娠7月からは2週間に1回、 産後1年まではその間に1回 その都度必要と認める時間	32	26
妊娠中の通勤緩和 (妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき)	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間	5	4
女性職員の分べん(出産前) (8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合)	分べん予定日以前8週間前(多胎妊娠の場合は14週間目)に当たる日から分べんの日までの期間	63	73
女性職員の分べん(出産後) (女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間)	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間	66	77
育児時間 (生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合)	1日2回それぞれ30分若しくは1日1回60分を超えない範囲内の期間 (男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が同様の休暇を請求した場合は、各回の期間を差し引いた期間を超えない範囲)	4	1
職員の配偶者の分べん (職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合)	分べんの日から2週間以内において3日を超えない範囲内の期間	51	71

育児参加 （職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき）	当該期間内において5日を超えない範囲内の期間	42	64
子の看護 （小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合）	1年につき5日（子が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲内において必要と認められる期間。	150	202
要介護者の介護（短期） （要介護者の介護その他の市長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合）	1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲内において必要と認められる期間。	35	30
職員の親族の死亡 （職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき）	親族に応じ定めた連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間	229	257
親族の追悼のための特別な行事 （職員が配偶者、父母又は子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合）	1日	21	18
夏季 （職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合）	7日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数）の範囲内の期間	2,259	2,223

長期にわたる勤続 （長期にわたり勤続した職員が心身の活力を維持し、及び増進するため勤務しないことが相当であると認められる場合） ※職員が当該年度の前年度において勤務年数が通算して１０年、１５年、２０年、２５年、３０年、３５年又は４０年に達した場合	１０年 当該年度中に２日	５０	５６
	１５年 当該年度中に２日	３５	４４
	２０年 当該年度中に３日	１１	１５
	２５年 当該年度中に３日	２０	２９
	３０年 当該年度中に５日	３１	２６
	３５年 当該年度中に３日	１５	２１
	４０年 当該年度中に３日	１４	５
災害による現住居の滅失等 （地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき）	当該期間内における７日の範囲内の期間	—	—
災害又は交通機関の事故等による出勤困難 （地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合）	その都度必要と認める日数又は時間	３１３	６２
災害又は交通機関の事故等による危険回避 （地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合）	その都度必要と認める日数又は時間	—	—
生理 （生理日の就業が著しく困難な場合）	その都度必要と認める日数 ※３日目以降連続して取得する場合にあっては病気休暇の期間として算入	１９	１９

（注）災害又は交通機関の事故等による出勤困難休暇については、新型コロナウイルス感染症の感染疑い（濃厚接触等含む）や同感染症の影響によって休校（休園）となった際の子の監護も対象としています。

(4) 介護休暇等の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度として、介護休暇と介護時間があります。介護休暇は通算して6月の期間内において、1日単位又は時間単位で取得することができます。介護時間は連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲で、30分単位で取得することができます。

区 分	取 得 者 数	
	令和2年度	令和元年度
介護休暇	4人	1人
介護時間	5人	4人

(5) 病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷又は疾病のために勤務できない場合は、医師の診断書等に基づき、療養のために必要最低限の期間、勤務することが免除されます。

取 得 者 数	
令和2年度	令和元年度
182人	179人

(6) 安全衛生管理体制の整備状況

事業場の規模及び業種によって、安全衛生管理者等を選任し、設置する必要があります。

(各年4月1日現在)

組 織 等	説 明	令和2年度		令和元年度	
		設 置 す べ き 事 業 場 数	う ち 設 置 事 業 場 数	設 置 す べ き 事 業 場 数	う ち 設 置 事 業 場 数
総 括 安 全 衛 生 管 理 者	安全衛生管理者及び衛生管理者の指揮 及び労働者の危険又は健康障害を防止す るための措置等の事業場の安全衛生に関 する業務の統括管理を行う者	1	1	1	1
安全管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職 場の設備や作業方法等に危険がある場合 における応急措置等、安全に係る技術的事 項を管理する者	2	2	2	2
衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健 康に異常のある者の発見及び措置並びに 作業環境の衛生上の調査等衛生に係る技 術的事項を管理する者	7	7	7	7
産業医	健康診断及び面接指導を実施する等、労 働者の健康管理等にあたるとともに、事業 者又は総括安全衛生管理者を指導助言す る等、専門家として活動する医師	7	7	7	7
衛生委員会	労働者の健康障害を防止するための基 本対策等で衛生に関する重要事項につい て調査審議するため設置される委員会	7	7	7	7
安全委員会	労働者の危険を防止するための基本対 策等で安全に関する重要事項について調 査審議するため設置される委員会	1	1	1	1

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度として育児休業と部分休業があります。育児休業は子が3歳に達するまでの期間、1日単位で取得することができます。部分休業は子が小学校に就学するまでの期間、1日につき2時間を超えない範囲で30分単位で取得することができます。

区 分	取 得 者 数	
	令和2年度	令和元年度
育児休業	167人(10)	172人(11)
部分休業	108人(2)	105人(2)

(注) () 内は、男性の取得者数であり内数です。

(2) 就学部分休業の概要と取得状況

大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を限度として、就学部分休業を取得することができます。

取 得 者 数	
令和2年度	令和元年度
1人	0人

(3) 高齢者部分休業の概要と取得状況

55歳に達した職員が定年退職日までの期間中、職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を限度として、高齢者部分休業を取得することができます。

取 得 者 数	
令和2年度	令和元年度
1人	0人

(4) 自己啓発等休業の概要と取得状況

大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うために3年を超えない範囲内において、自己啓発等休業を取得することができます。

取得者数	
令和2年度	令和元年度
0人	0人

(5) 配偶者同行休業の概要と取得状況

外国での勤務等により外国に滞在する配偶者と生活を共にするため、3年を超えない範囲内において、配偶者同行休業を取得することができます。

取得者数	
令和2年度	令和元年度
0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分状況

職員は、身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは、公務の能率の維持のために行う処分であり、傷病によりやむを得ず休職する場合も含まれます。懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

(1) 分限処分の状況

(単位：人)

処分事由	令和2年度			令和元年度		
	免職	降任	休職	免職	降任	休職
勤務実績が良くない場合	—	—		—	—	
心身の故障の場合	—	—	68	—	—	65
職に必要な適格性を欠く場合	—	—		1	—	
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	—	—		—	—	
刑事事件に関し起訴された場合			—			—
計	—	—	68	1	—	65

(2) 懲戒処分の状況

(単位：人)

	処 分 事 由	令和2年度				令和元年度			
		免職	停職	減給	戒告	免職	停職	減給	戒告
給 与 任 用 に 関 す る 不 正	諸給与の不正領得	—	—	—	—	—	—	—	—
	受験採用の際の虚偽行為	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
一 般 服 務 違 反 等 関 係	守秘義務違反	—	—	—	—	—	—	—	—
	政治的行為違反	—	—	—	—	—	—	—	—
	違法な職員組合活動	—	—	—	—	—	—	—	—
	営利企業等従事制限違反	—	—	—	—	—	—	—	—
	欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	—	—	—	—	—	—	—	—
	公職選挙法違反	—	—	—	—	—	—	—	—
	休暇の不正利用・虚偽申請	—	—	—	—	—	—	—	—
	職場内秩序びん乱	—	—	—	—	—	—	—	—
	セクシャル・ハラスメント	—	—	—	—	—	—	—	—
	通常業務処理不適正	—	—	—	—	—	—	—	—
	公金官物処理不適正	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
公 務 外 非 行 関 係	傷害・暴行の刑法違反	—	—	—	—	—	—	—	—
	金銭・異性関係等の非行	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	1	—	—
収 賄 等 関 係	収賄	—	—	—	—	—	—	—	—
	横領	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
交 通 事 故 交 通 法 規 違 反	職務遂行中	—	—	—	—	—	—	—	—
	職務遂行中以外	—	—	—	—	—	—	—	—
管理監督者責任		—	—	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	1	—	—

7 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する基本原則の概要

基 本 原 則	概 要
職務専念義務	職員は、全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければなりません。

信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはなりません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には、許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

(2) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は、許可を受ければ営利企業等に従事することができます。 (単位：件)

許可した内容	許可件数	
	令和2年度	令和元年度
講師	68	28
執筆活動	4	3
その他（検診医師、保護司、指導員等）	39	115
計	111	146

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正（平成28年4月1日施行）により、退職管理に関する事項が規定され、退職後に営利企業等に再就職した元職員による現職職員への働きかけが禁止されました。本市では、「茅ヶ崎市職員の退職管理に関する規則」を制定し、再就職者による働きかけの規制及び罰則について必要な事項を定めています。

9 職員の研修の状況

(1) 令和2年度職員研修の基本方針の概要

次に掲げる内容を基本方針として職員研修を実施しました。

ア 令和2年度は、「新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針」（令和2年2月21日策定）に基づき、令和2年度の研修については、必要性及び緊急性の高いもの（主に新採用職員及び管理監督職に昇任昇格した職員を対象とした研修）に限定し、実施します。

イ 新しい生活様式における研修のあり方について検討を進め、研修実施方法については、集合研修に加え、イーラーニングなど新たな手法での実施可能性について検討し、試行的に実施します。

ウ 今年度の実施を見送る他の研修については、対象・内容・実施手法等を再検討し、次年度に実施することとします。

エ 集合研修実施にあたっては、厚生労働省が示す新型コロナウイルスの感染防止対策を行うとともに、研修参加者に対しても注意喚起を促します。

(2) あるべき職員の姿

平成25年1月に策定した「茅ヶ崎市職員の人材育成基本方針（改訂版）」では、「あるべき職員の姿」として次の4項目を掲げています。

ア 全体の奉仕者として、茅ヶ崎市を愛し、使命感と責任感を持った職員

イ 行政経営の担い手として、専門性とコスト意識を持った職員

ウ 社会情勢の変化に応じて、前例にとらわれず、現状及び将来を見据えた施策を自発的に考える職員

エ 豊かな人間性を持ち、組織内でのチームワークを大切にしながら、市民と協働し、課題にチャレンジし続ける職員

(3) 研修方針・体系の概要と実施状況

研修体系は、「一般研修」、「派遣研修」、「職場研修」及び「自己啓発」の4本を大きな柱として構成されています。

ア 一般研修の実施状況

令和2年度は、全8の研修講座を実施しました。詳細については、次に掲げる別表第1及び別表第2のとおりです。

別表第1 一般研修の実施状況（階層別研修）

（単位：人）

	研 修 名 称	対 象	目 標	修了者
階 層 別 研 修	新採用職員 （前期＋後期）研修	新採用職員	地方公務員としての自覚と意識の確立を図るとともに、市職員として必要な基礎的知識を修得する。	62
	新採用職員 （地方自治法および地方公務員法）研修	新採用職員	地方自治法および地方公務員法について、基礎的な知識習得を図るとともに、市職員としての法適用能力向上を図る。	54
	新採用職員 （年度末）研修	新採用職員	採用されてからの期間をふりかえるとともに、自治体を取り巻く現状と課題について認識を新たにす。	39
	課長補佐級職員 （マネジメント）研修	課長補佐にある職員	自治体マネジメントの理論を体系的に理解するとともに、課長補佐職としてのマネジメント上の責務と役割を再認識し、職場で実践できるマネジメントとその技術を学ぶ。更に課長補佐職として必要な政策形成能力・OJT推進力・コミュニケーション能力の強化に向けての基礎能力の修得を図る。	21

	課長級職員 (マネジメント)研修	課長級昇格、昇任者	マネジメントの全体像から、管理者としての責務・役割を再認識し、「目標によるマネジメント」の理論とその技術を体系的に修得することにより、管理能力を高める。	11
	任期付職員研修	令和元年11月1日以降に採用の育児休業代替任期付職員	地方公務員としての自覚と意識の確立を図るとともに、市職員として必要な基礎的知識を修得する。	10

別表第2 一般研修の実施状況（特別研修）

（単位：人）

	研 修 名 称	対 象	目 的	修了者
	監督職職員向けメンタルヘルス研修会	令和2年4月以降に新たに担当主査以上課長補佐以下となった職員、令和元年度中に本研修を受講できなかった職員	ラインケアの必要性の理解を深め、監督職に求められるメンタルヘルス不調者への対処法を学ぶ。	25
	メンタルヘルス研修	令和2年度に採用された職員、令和元年度中に本研修を受講できなかった職員	メンタルヘルスの基礎を学び、ストレス自己診断尺度を用いて、ストレス反応の傾向を知る。日常的なメンタルヘルスケアの方法について考える。	52

イ 派遣研修の実施状況

（単位：人）

派 遣 先	講 座 数	派遣人数
市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）	2	2
財団法人神奈川県都市整備技術センター	6	10
早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会	1	3
その他各種団体	4	4

ウ 職場研修の実施状況

(ア) 職場研修支援

新採用職員職場指導員制度

接遇指導員制度

(イ) 各職場での職場研修

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の短期給付及び長期給付の概要

茅ヶ崎市の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合（以下、共済組合）に加入して、短期・長期給付を受けることができます（栄養士、教育施設業務員、学校給食調理員等一部の職員は公立学校共済組合に加入しています。）。

共済組合は、常時勤務する職員を組合員として組織される団体で、職員からの掛金と地方公共団体からの負担金等により運営されています。

ア 短期給付

法定給付	保健給付	病気、負傷等の場合に支払われる給付
	休業給付	育児休業等の場合に支払われる給付
	災害給付	災害等に支払われる給付
法定外給付	附加給付	法定給付以外の給付

イ 共済組合の長期給付（厚生年金相当部分）

老齢・退職給付	老齢厚生年金	原則として、組合員期間などが10年以上で、かつ、65歳以上であるときに支給
障害給付	障害厚生年金	在職中に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障害の状態になったときに支給
	障害手当金	公務によらない病気やケガで退職した場合に軽度の障害の状態にあるときに支給
	公務障害年金	公務による病気やケガにより障害の状態になったときに支給
遺族給付	遺族厚生年金	在職中または退職後に死亡したときに支給
	公務遺族年金	公務による病気やケガにより死亡したときに支給

ウ 国民年金からの給付（基礎年金）

老齢基礎年金	保険料納付期間などが10年以上ある人が65歳になったときに支給
障害基礎年金	初診日前に保険料納付済期間などが加入期間の3分の2以上ある人が、障害等級1級または2級に該当する障害になったときに支給
遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金受給権者が死亡したときで、その人に扶養されていた子（18歳の最初の3月31日までの間の子）がいるなどのときに支給

(2) 共済組合の福祉事業の概要

共済組合は、福祉事業として、職員（組合員）の健康保持・疾病予防事業等の保健・保養及び教養に資する事業、保養所経営等の宿泊事業、住宅貸付等の貸付事業、貯金事業、物資の幹旋事業等職員の福祉のための事業を行っています。

保 健 等 事 業	人間ドック等の補助金、特定健康診査事業、委託保養所の利用助成券の配布等
貸 付 事 業	普通貸付、住宅貸付、災害貸付、高額医療貸付、入学貸付等
貯 金 事 業	給料から控除による貯金
物資の幹旋事業	自動車代金の立替払をし、割賦により職員から返済を受ける。

(3) 公務災害補償の概要と実施状況

公務（通勤）において、災害が発生し、職員が傷病を受け、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償基金及び条例により一定の補償がなされます。（単位：件）

区 分		令和２年度		令和元年度	
		傷 病	死 亡	傷 病	死 亡
通勤災害	新規認定件数	１４	—	４	—
	補償件数	１４	—	４	—
公務上の災害	新規認定件数	２９	—	１８	—
	補償件数	２９	—	１８	—
計	新規認定件数	４３	—	２２	—
	補償件数	４３	—	２２	—

(4) 職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に基づき、職員の定期健康診断を実施しています。

健診結果配付時には、保健師または会計年度任用職員の看護師による面談を行い、職員の健康管理を支援しています。

(5) メンタルヘルスへの対応状況

ア 毎月１回、精神科医による産業医面談を実施し、休職中の職員の職務復帰を支援しています。

イ 臨床心理士によるカウンセリング窓口を開設し、職員の心の健康づくりを支援しています。

ウ 臨床心理士等の専門家を講師としたメンタルヘルスケア研修を実施しています。

エ 職員一人ひとりが自分の心の健康状態を知り、セルフケアができるよう、年１回ストレスチェックを実施しています。

オ ラインケアへの理解を深めるため、管理監督職への研修を実施しています。

(6) セクシャルハラスメントへの対応状況

職員の相談窓口を設置し、随時相談を受け付けています。相談を受けた場合は、必要に応じて所属長等と連携して対応します。

(7) その他職員福祉のための互助会組織で行われている独自の制度の概要

市からの委託料を基に実施されている事業としては、以下の6つです。（令和2年度実績）

ア 職員の健康管理のため人間ドック助成

（利用人数 752 人 利用金額 9,024,000 円）

イ 職員の健康管理のため脳ドック助成

（利用人数 150 人 利用金額 1,190,000 円）

ウ 職員の健康管理のため婦人科検診助成

（利用人数 310 人 利用金額 589,930 円）

エ 職員の健康管理のためインフルエンザ予防接種代金助成

（利用人数 1,172 人 利用金額 1,758,000 円）

オ 職員の元気回復のため保養施設利用への助成

（利用人数 791 人 利用金額 1,186,500 円）

カ 職員の元気回復のため、各体育部・文化部への活動助成（利用金額 988,900 円）

※例年参加している湘南6市役所大会・囲碁将棋大会は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止となりました。

1.1 公平委員会の業務の状況（措置要求及び審査請求）

(1) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

（単位：件）

令和2年度 当初係属件数	新規要求 件数	処 理 件 数					令和2年度 末係属件数
		認 容	棄 却	却 下	取下げ	合 計	
0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する審査請求の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して公平委員会に審査請求をすることができます。

（単位：件）

令和2年度 当初係属 件数	新 規 請 求 件 数	処 理 件 数						令和2年度 末係属件数
		処 分 取消し	処 分 修 正	棄 却	却 下	取下げ	合 計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

人事行政運営等の状況

令和3年(2021年)11月発行

発 行：茅ヶ崎市

編 集：総務部職員課人財育成担当

所在地：253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電 話：0467-82-1111（代表）

内 線：2511～2513

F A X：0467-87-8118（代表）

ホームページ：<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

E-mail：shokuin@city.chigasaki.kanagawa.jp

